

知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第15号）

知的障害者旅客運賃割引規則（1991年11月九州旅客鉄道株式会社公告第38号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 272 667 304">(前略)</p> <p data-bbox="159 360 286 392">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 400 1111 475">第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする割引乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="143 488 1111 603">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互<u>区</u>間とします。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、<u>片道</u><u>の</u>営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="577 659 680 691">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 272 1662 304">(前略)</p> <p data-bbox="1158 360 1285 392">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1142 400 2078 475">第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする割引乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="1142 488 2078 603">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とします。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="1572 659 1675 691">(以下略)</p>